



ちようふ

CONTENTS(主な内容)

- 調布駅前広場の整備 4
- 5月は自転車月間 8・9
- 東京2020大会100日前に関する取り組み 8
- 東芝プレイブルーバス、サントリーサンゴリアス、府中市、三鷹市との連携協定を締結 9
- 安全で・安心な住まい、良好な住環境への支援 10



発行：調布市（毎月5日・20日発行）所在地：〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1
編集：行政経営部広報課 市ホームページ：https://www.city.chofu.tokyo.jp/

☎042-481-7111

市報ちようふの配布に関する問い合わせは
市報ちようふ配布コールセンター
☎050-5357-9679へ

4月12日時点の情報

4月12日から、都内23区と調布市を含む6市に「まん延防止等重点措置」が適用されました。東京都では新型コロナウイルスの感染拡大が続き、重症者も増加しています。医療提供体制への負担も深刻化しており、このままの状態が続けば、通常の医療で助けられる命を助けられなくなります。

これ以上の感染拡大を抑えるため、危機感を共有し、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

東京都に「まん延防止等重点措置」が適用

対象区域 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため

不要不急の外出の自粛を

「まん延防止等重点措置」の内容

5月11日(火)まで(予定)

都民向けの要請

外出自粛

- 昼夜を問わず、不要不急の外出・移動を自粛する
- 不要不急の都外への移動を自粛する（特に変異株で感染が拡大している大都市圏との往來の自粛を）
- 混雑している場所や時間を避けて行動する
- 午後8時以降、飲食店への出入りを自粛する
- 会食において会話をする際のマスク着用の徹底



※詳細は東京都防災（左記2次元コードからアクセス可）参照

事業者向けの要請

店舗・施設

- 飲食店などで午後8時までの営業時間短縮（カラオケ設備の利用自粛）
- 酒類の提供は午前11時～午後7時に制限
- 入場者に対するマスク着用の周知
- 発熱などの症状のある方の入場禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 感染防止措置を実施しない方の入場禁止
- 会話などの飛沫による感染の防止に効果のある措置の実施（施設の換気、アクリル板設置、利用者同士の適切な距離の確保など）



イベント

- 開催制限（人数上限・収容率・飲食を伴わないことなど）
- 午後8時以降の開催時間の短縮依頼



☎新型コロナウイルス感染症対策担当 ☎481-7233

新型コロナウイルスワクチンに関する情報は2面へ

調布市長 友貴樹

昨年来2度の緊急事態宣言が発令などにより、厳しい行動制限が課されるなど日常生活の上であらゆる事柄に不便が生じる中で、全市民が大変困難な日々をお過ごしのことと存じます。ただ、残念ながら情勢はまだまだ好転の兆しを見せず、今回、重点措置が適用されることとなりました。かくなる上は、市内全域でウイルスのまん延防止をさらに徹底し一刻も早く通常の生活を取り戻すために、市民全員で努力を継続しなければなりません。具体的内容については本紙1・3面でご説明しますが、それぞれのご家庭において、5月11日までのご協力をお願いいたします。

4月9日に小池知事から私の携帯に連絡を頂いた。「来週12日から東京都に新型コロナウイルス対策の『まん延防止等重点措置』が適用され、23区に加えて調布市を含む多摩地域の6市が対象となります。6市は飲食店の数や電車の乗降客数などに基づき選定しましたが、対応をよろしく願います」。私からは、「重点措置に沿った市の取組に全力を尽くします」と応じたのちに、「事態打開には都と市町村との一層の連携が不可欠であるため、これまで以上によく市町村と意見交換するように都庁の担当部に改めて指示をお願いいたします」と依頼させて頂いた。

かくなる上は

手をつなぐ樹 381

